

～人のつながりから生まれる 笑顔のまちづくり～

第6期 遠別町総合計画

(平成28年度～平成37年度)



遠別町

はじめに

第6期遠別町総合計画は、平成27年3月遠別町総合振興計画審議会に諮問し、平成28年1月にその答申を受け、町議会に提案し、3月10日に議決を得ました。

地域社会に激しい変動をもたらしている状況のなか、町民の皆様が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成していきたいと考えております。

また、昨年、まち・ひと・しごと創生に基づく「遠別町総合戦略」を策定し、国・道と歩調を合わせ人口減少社会に向き合った取組みを推進していきます。

『人のつながりから生まれる 笑顔のまちづくり』を基本テーマに掲げ、住んでいる私たちが充実感のある「笑顔あふれる・えんべつ」を築き上げるため、住民一体となったまちづくりを、今後10年間、5つの基本目標であるまちづくりを進めてまいります。

この計画の着実な推進を図るため、町民の皆様の積極的なご参加とご協力、さらには関係機関の皆様のより一層のご協力をお願い申し上げます。

平成28年4月

遠別町長 笹川 洸 志

遠別町町民憲章

(昭和57年3月11日制定)

わたくしたちは、潮鳴り響く日本海の幸と、緑豊かな山野に北限の美田を誇りとする遠別の町民です。

わたくしたちは、厳しい風雪に耐えた先人の偉業を受け継ぎ、その郷土愛を心とし、ともに健やかに助け合い、未来にむかってはばたくまちをつくるため、この憲章を定めます。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1. わたくしたちはつくります | 自然を愛し 美しいまちを |
| 1. わたくしたちはつくります | 幸福にさせる あたたかいまちを |
| 1. わたくしたちはつくります | 健康で働ける 豊かなまちを |
| 1. わたくしたちはつくります | 文化を高め 明るいまちを |
| 1. わたくしたちはつくります | 未来にむかってのびる 希望あふれるまち |

目 次

計画の策定にあたって

I 計画の趣旨	1
II 計画の名称・期間	1
III 計画の構成	2

基本構想

I まちづくりの基本テーマ	3
II まちづくりの基本目標	4
III まちづくりの重点課題	5
IV 人口の指標	6
V 施策の大綱	7～9

基本計画

第1節 時代を拓く、えんべつの経済

(1) 農業の力を高めます	10～11
(2) 森林を大切に生かします	12
(3) 力強い漁業を展開します	13
(4) 雇用の場の創出に努めます	14
(5) 活気ある商工業を目指します	15
(6) 人を呼び込む観光へ変化します	16～17

第2節 安心できる、えんべつの街

(1) えんべつの自然を生かします	18
(2) 道路交通の利便性を推進します	19
(3) 環境への意識を高めます	20
(4) 豊かで安全な水環境を守ります	21
(5) 住宅環境の向上を目指します	21～22
(6) 災害に強いまちをつくれます	23
(7) 情報通信環境の利便性を高めます	24

第3節 心を大切にする、えんべつのやさしさ

(1) 高齢化社会に向き合います	25
(2) 誰もが交流できるまちづくりを進めます	26
(3) 健康な心と体を意識します	27
(4) 結婚、妊娠、出産、子育てを応援します	28
(5) 医療体制の維持・向上を目指します	29

第4節 人を育てる、えんべつの学び

- (1) 子どもの力を伸ばします・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- (2) 生涯の学びに取り組めます・・・・・・・・・・・・ 31
- (3) 地域の文化を大切にします・・・・・・・・・・・・ 32
- (4) さわやかスポーツの町として前進します・・・・ 32～33

第5節 前へ進む、えんべつのまちづくり

- (1) 人のつながりを大切にします・・・・・・・・・・・・ 34
- (2) 行政の力を高めます・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

資料編

- アンケート結果（住民）・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- アンケート結果（遠別中学校）・・・・・・・・・・・・ 54
- アンケート結果（遠別農業高校）・・・・・・・・・・・・ 64
- アンケート結果（天塩高校）・・・・・・・・・・・・ 73
- 総合振興計画審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・ 82
- 総合計画専門委員会名簿・・・・・・・・・・・・・・ 83
- 策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84

I 計画の趣旨

遠別町では、将来のあるべき姿を描いた基本構想「遠別町総合振興計画（昭和49年策定：7か年計画）」をはじめ、これまで第5期にわたり総合計画を策定し、行政運営の指針として町民の期待と時代に対応したまちづくりを進めてきました。

しかし、国の高度経済成長とは反面に、地域社会に激しい変動をもたらし、著しい人口の減少や少子高齢化により、将来にわたり地域形成が維持できなくなる問題に直面しようとしています。

国では、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成すること、地域社会を担う個性豊かで多様な人材について確保を図ること及び地域における魅力ある多様な就業の機会を創出することの一体的な推進を図ることとしています。

遠別町においても町が将来に向け発展し、この地で暮らすことに幸せを感じられるまちをつくり、人口減少や少子高齢化が急速に進む社会情勢においても持続性を確保していくことが必要となるため、国・道と歩調を合わせた総合戦略を策定し、人口減少社会に向き合った取組みを推進することが必要です。

本計画は、まち・ひと・しごと創生法に基づく遠別町総合戦略を包括し、長期的視野に立って計画的にまちづくりを進めるための指針であります。

～総合計画の経過～

名 称	計画期間	まちの将来像・テーマ
遠別町総合振興計画	昭和49年 ～昭和56年	青い空と躍動する産業が調和した福祉のまちづくり
新遠別町総合振興計画	昭和56年 ～平成2年	自然と生産が調和した活気あふれるまち 安全で住みよい生活環境の充実したまち 健康で幸福な福祉の充実したまち 豊かな心と人間性をはぐくむ教育文化のまち 緑につつまれるうるおいのある明るいまち
遠別町総合振興計画 (第3期)	平成3年 ～平成12年	活力と生きがいのある豊かなまちづくりをめざして
遠別町総合計画 (第4期)	平成13年 ～平成17年	みどり豊かな自然との共生 輝く未来へ
遠別町総合計画 (第5期)	平成18年 ～平成27年	豊かな自然 元気で笑顔あふれる明日へ

Ⅱ 計画の名称・期間

本計画の名称は、「第6期遠別町総合計画」とし、計画期間は、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間とします。

Ⅲ 計画の構成

「第6期遠別町総合計画」は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成しています。

- 「基本構想」は、長期的視野に立って、まちづくりの基本的理念や方向性を明らかにし、基本目標を実現するために必要な施策の大綱を示したものです。
- 「基本計画」は、基本構想で示した施策の大綱に基づき、必要な施策を総合的かつ体系的に示したものです。
- 「実施計画」は、基本計画で示した施策に基づき実施する具体的な計画で、体系的に示したものです。

実施計画の進行管理にあたっては、社会経済情勢や住民ニーズ等の変化に適切に対応しながら、計画の実効性と弾力性を確保する必要があることから、事業の進捗状況等を踏まえて、毎年度向こう3年間の見直しを行います。

I まちづくりの基本テーマ

遠別町は明治30年（1897年）の開基以来、厳しい自然条件の中で、先人の不屈の精神に支えられ、農山漁村の町として地域の発展に努めてきました。

時代の流れの中で、全国の小規模自治体が大きく直面している課題は「少子高齢化と人口減少による町の機能維持・強化」です。

自治基本条例に基づいた「これまでの先人が築いた自然豊かな遠別町を守り・育て、郷土愛と助け合いの心を育み、現在と将来の町民が健康でいきいきと支えあって暮らせるまち」の実現に向け、人と人のぬくもりやつながりを大切に、おだやかなまちづくりを目指すことが必要です。

昭和57年（1982年）に制定した「町民憲章」、また、平成18年に制定した「自治基本条例」に基づき、平成29年の開基120年を迎え、さらに未来に生きる子どもたちへ引き継ぐことができるまちづくりに取組まなければなりません。

このため、町を訪れる人が魅力を感じ、住みたいと思う町を創ることが今、住んでいる私たちが充実感をもって果たす役割であり、小さい町らしく「笑顔あふれる・えんべつ」を築き上げるため、次の基本テーマを掲げ、住民一体となったまちづくりを進めます。

基本テーマ

人のつながりから生まれる 笑顔のまちづくり

人口減少が進む中においても、住んでいる私たちが充実感を持って生活を送るためには心の豊かさが大切であり「地域の経済・人間味・子ども達の一生懸命な姿」などから、地域の力が高まり町に力を与えてくれます。

小さい町らしく地域一体となって人を大切にしたまちづくりを進め「笑顔あふれる・えんべつ」を築き上げます。

II まちづくりの基本目標

1 時代を拓く、えんべつの経済

町の大きな柱となる第1次産業の力を今まで以上に大きくするため、生産の基盤整備や担い手の確保・育成などを展開し、力強い第1次産業を目指します。

道の駅えんべつ「富士見」を中心とした観光・交流人口の増加を図るため、道の駅の再生に取り組み、えんべつの経済が発展するまちを目指します。

2 安心できる、えんべつの街

豊かな自然・環境、そして地域の資源を大切にし、街並みや景観に配慮した取り組みを進め、自然との共生によるまちづくりを進めます。

生活環境の整備や自然災害に対応できる社会基盤の充実を図り、互いに協力しながら安心できるまちを目指します。

3 心を大切に作る、えんべつのやさしさ

高齢者や障がい者の方々が自立でき、誰もが健やかに安全・安心な暮らしが出来るよう健康づくりを進めるとともに、結婚・妊娠・出産・育児まで切れ目のない、安心して子どもを産み育てられるまちを目指します。

4 人を育てる、えんべつの学び

地域の教育力を高めるため、学校・家庭・地域が一体となって心を育む取り組みを進めるとともに、ふるさとを愛し、住民一人ひとりが生涯にわたり学習できるまちを目指します。

5 前へ進む、えんべつのまちづくり

自治基本条例の理念に基づいた「協働のまちづくり」を推進し、地域の特性を活かした個性豊かなまちを目指します。

Ⅲ まちづくりの重点課題

基本目標を実現するためには、基本計画に基づく施策の取組みを総合的に推進することが基本となりますが、特に重要な課題を重点課題として位置付け、計画期間内において、これらの課題解決に向け関連する取組みを進めるほか、様々な可能性を模索し、積極的・重点的に取組みを進めていきます。

(1) 元気のあるまちづくり（産業）

本町の基幹産業は農林漁業であり、これら第1次産業を軸として商業、サービス業等が形成され、本町の経済社会が構成されています。

第1次産業の発展が地域の元気の源となるため、地域の特性を生かした活力ある産業の振興を図ることが必要です。

(2) 安全安心のまちづくり（防災）

全国各地で多発する自然災害への対応が急務となっており、道路・河川などの生活基盤整備の強化や要配慮者への対応の基本となる自主防災組織の活動など、安全安心なまちづくりが必要です。

(3) 住民等との協働と連携のまちづくり

平成23年の地方自治法改正をはじめ、国においては、地域のことは地域に住む町民が責任を持って決められるようにするための地域主権改革が推進されています。

地域の実情に応じた課題解決を図り、自らの発想で特色を持った地域づくりを行うためには、行政のみならず住民や企業等がそれぞれの役割と責任のもと「協働と連携」によるまちづくりが必要です。

(4) 少子高齢化と人口減少社会

本町の人口は、平成22年国勢調査では3,084人となっており、その結果をもとにした国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」によると、平成37年には2,306人という推計が出されています。また、65歳以上人口については、平成22年国勢調査では1,057人ですが、平成37年推計では1,020人となっており、65歳以上人口の割合は、44.3%にもなります。

国においては、子育て支援や医療・介護サービスなどの社会保障制度改革が推進されていますが、子育てに対する不安、高齢期の医療や介護の不安、社会的なつながりに対する不安など、少子高齢化と人口減少社会におけるまちづくりの課題は多様化しています。

また、0歳から14歳以下の人口は、平成22年国勢調査では371人ですが、平成37年推計では212人まで減少します。急速な子どもの減少が見込まれますが、将来にわたり、町の機能が維持・強化され、住みやすいまちづくりを目指していくことが必要です。

IV 人口の指標

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成62年（2050年）に我が国の人口は1億人を下回り、平成32年（2020年）以降は東京都の人口が減少に転ずるとされています。また、北海道の人口は緩やかに減少し続け、平成52年（2040年）には、419万人程度にあると試算されています。

こうした状況があるなか、人口減少社会の到来を真摯に受け止め、本町においても、人口減少を緩やかにするため、総合的な振興を図りつつ、的確な対策の成果を勘案した人口指標を設定します。

平成37年（2025年）の遠別町の将来人口は、町独自の推計により国の推計人口2,306人を67人上回る、2,373人と想定します。

平成37年度推計人口

総人口 2,373人 男 1,159人 女 1,214人

★合計特殊出生率を5年間で0.06ずつ上昇

★人口移動率を国の推計に使用する移動率より縮減。

区分	H22 (2010)	H27 (2015)	H32 (2020)	<u>H37 (2025)</u>	H62 (2040)
総人口	3,084	2,802	2,550	<u>2,373</u>	1,919
0～14歳	371	307	253	<u>218</u>	212
15～64歳	1,656	1,430	1,224	<u>1,130</u>	859
65歳以上	1,057	1,065	1,073	<u>1,025</u>	848
75歳以上(再掲)	590	638	619	<u>618</u>	574

V 施策の大綱

1 時代を拓く、えんべつの経済

町の大きな柱となる第1次産業の力を今まで以上に大きくするため、生産の基盤整備や担い手の確保・育成などを展開し、力強い第1次産業を目指します。

道の駅えんべつ「富士見」を中心とした観光・交流人口の増加を図るため、道の駅の再生に取組み、えんべつの経済が発展するまちを目指します。

(1) 農業の力を高めます

農業生産基盤の整備及び担い手の確保・育成を図り、地力のある農業を進め、快適な農村環境に努めます。

(2) 森林を大切に生かします

豊かな自然を生かした森林づくりに努め、適正な管理のもとで生産性を高めるとともに景観の維持向上を図ります。

(3) 力強い漁業を展開します

ホタテ養殖事業等の積極的な展開を図るため、漁港施設の整備を進めます。

(4) 雇用の場の創出に努めます

町の発展に資する雇用の場の確保に努め、雇用機会の拡大を図ります。

(5) 活気ある商工業を目指します

商工会を中心とした商工業活性化に向けた取組みを進めます。

(6) 人を呼び込む観光へ変化します

道の駅の再生を進めるとともに、観光・交流人口の増加に努めます。

2 安心できる、えんべつの街

豊かな自然・環境、そして地域の資源を大切にし、街並みや景観に配慮した取組みを進め、自然との共生によるまちづくりを進めます。

生活環境の整備や自然災害に対応できる社会基盤の充実を図り、互いに協力しながら安心できるまちを目指します。

(1) えんべつの自然を生かします

景観に配慮した空き地活用の検討を進め、自然と共生した取組みを進めます。

(2) 道路交通の利便性を推進します

交通安全を重視した道路整備や道道名寄遠別線の早期完成に向けた要望活動を進めるとともに、デマンドバスのきめ細かな対応に努めます。

(3) 環境への意識を高めます

再生エネルギーの活用を検討するとともに、火葬場の建設に向けた取組みを推進します。

(4) 豊かで安全な水環境を守ります

計画的な水道、下水道施設の更新を行い、安全な水環境を整備します。

(5) 住宅環境の向上を図ります

民間住宅等の整備促進や計画的な公営住宅の整備を進めます。

(6) 災害に強いまちをつくります

計画的な消防設備の更新や自主防災組織の活動を促進し、地域防災体制の充実を図ります。

(7) 情報通信環境の利便性を高めます

テレビ電話を活用した情報発信を推進するとともに、公衆無線LANの整備検討を進めます。

3 心を大切にす、えんべつのやさしさ

高齢者や障がい者の方々が自立でき、誰もが健やかに安全・安心な暮らしができるよう健康づくりを進めるとともに、結婚・妊娠・出産・育児まで切れ目のない、安心して子どもを産み育てられるまちを目指します。

(1) 高齢化社会に向き合います

高齢者交流センターの建設を進め、元気な高齢者であり続けるための取組みを推進します。

(2) 誰もが交流できるまちづくりを進めます

障がい者等の社会活動への参加を促進し、交流機会の増加に努めます。

(3) 健康な心と体を意識します

健康な体を保つため検診の受診率の向上に努め、生活習慣づくりの支援を進めます。

(4) 結婚、妊娠、出産、子育てを応援します

少子化への対策を積極的に行い、子育てにやさしいまちづくりを進めます。

(5) 医療体制の維持・向上を目指します

町立病院の体制を充実し、地域医療の推進に努めます。

4 人を育てる、えんべつの学び

地域の教育力を高めるため、学校・家庭・地域が一体となって心を育む取組みを進めるとともに、ふるさとを愛し、住民一人ひとりが生涯にわたり学習できるまちを目指し

ます。

(1) 子どもの力を伸ばします

子どもたちの学習環境の充実を図るとともに、北海道遠別農業高等学校の活性化を推進します。

(2) 生涯の学びに取り組めます

生涯学習を通じ豊かな心を育み、活気あるまちづくりを推進します。

(3) 地域の文化を大切にします

ふるさとを愛する心を大切にし、特色ある文化活動を展開します。

(4) さわやかスポーツの町として前進します

身近に感じるスポーツ活動を推進し、健康で明るいまちづくりを目指します。

5 前へ進む、えんべつのまちづくり

自治基本条例の理念に基づいた「協働のまちづくり」を推進し、地域の特性を活かした個性豊かなまちを目指します。

(1) 人のつながりを大切にします

自治基本条例の理念を大切にし、住民活動や地域力の向上を協働で進めます。

(2) 行政の力を高めます

人間力豊かな町職員の育成を進め、時代に対応した行政運営に努めます。

第1節 時代を拓く、えんべつの経済

(1) 農業の力を高めます

【現状と課題】

本町の農業は、恵まれた土地資源を背景に、その冷涼な気候風土から米作りの北限地であり、北部から以北は大規模酪農地帯であることから、稲作・畑作・畜産と多様な経営形態が混在しているのが特徴で町の基幹産業となっています。しかし、農業従事者の高齢化・後継者や労働力の不足といった問題を抱えるとともに、TPP問題など、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このため、生産体制の確立や優良農地の保全、生産基盤整備の推進及び農地の集約化を促進し、生産性の高い産地づくりの推進と収益性の高い農業経営の確立に努めていく必要があります。

稲作は、昭和57年にうるち米からもち米生産団地化し、ライスセンター、籾殻堆肥センターを整備するなど、農業生産の向上と経営の安定化に取り組んでいます。

畑作については、転作作物としてメロン、アスパラ、ほうれん草等が導入され高収益作物野菜の産地形成を図ってきましたが、販売価格の低迷、高齢化等から作付面積は減少し、小麦等の土地利用型作物への転換が進んでいます。また、有機栽培による生産や農業生産法人を中心に経営が展開され、今後は、地場農産物による加工製品の製造等、付加価値を付けての販売やルートの開発により、安定した農業経営を目指す必要があります。

畜産においては、酪農、肉牛経営が行われており、粗生産額は、上昇傾向となっています。引き続き、家畜ふん尿処理による有機堆肥作りを行い、環境にやさしい農業を継続していく必要があります。

また、農地に離れ地を持つ農家が多く、通り作での耕作は経費と時間がかかり、農地の集約化が必要であります。

農業者及び後継者の状況は、近年大幅に減少しているとともに、農業経営者の高齢化が進んでおり、農業を継承するべき担い手が少なく、今後も農業者の減少が予想されます。

このため、地域の中核的担い手農家になるべく地域リーダーの確立と、家族経営から法人化による農地所有適格法人（旧農業生産法人）の設立など農業従事者の地位確立、経営管理の近代化が求められています。

【具体的な取り組み】

- ① 良質・良食味米の安定生産及び、高収益作物の作付けの拡大を進めるとともに、優良農地の保管理を促進し、農業生産基盤の整備を図ります。

1) 地域ステップアップ事業

2) 堆肥製造施設運営事業

- ② 乳牛の乳質向上対策の推進と草地の整備改良を促進し農業生産基盤の整備を進めます。

1) 草地畜産基盤整備事業

2) 畜産振興対策事業

- ③ 地場農産物による加工製品の開発及びPRを支援し、高付加価値を付けての販売と食品産業等との流通販売ルートの確立を進めます。

1) ふるさと納税の推進

- ④ 農業後継者及び女性農業者の活動を支援し、農業経営や農業技術等の向上を図るとともに、活気溢れる魅力ある農業を推進し、農業継承者及び新規就農者の受入れ体制の確立と環境の整備を推進します。

1) 農業振興センター管理運営事業

2) 経営所得安定対策直接支払推進事業

3) 北海道青年就農給付金事業

4) 地域おこし協力隊事業

- ⑤ 地域住民と連携し、本町の豊かな自然と調和した、潤いのある快適な農村環境と景観づくりを推進します。

1) 多面的機能支払交付金事業

2) 中山間地域等直接支払交付金交付事業

3) ふるさといきがづくり推進事業

- ⑥ 地域資源循環型の土づくりによる環境にやさしいクリーン農業を推進するとともに、引き続き農業系産業廃棄物の適正処理と有効利用を促進し、景観を損なわない環境づくりを進めます。

1) 土づくり対策事業

(2) 森林を大切に生かします

【現状と課題】

本町の森林は、住民の生活と密着した場所としての森林、林業生産活動が積極的に実施されている人工林、また大径木の広葉樹が広がる天然生の樹林帯まで多様性に富んだ林分構成になっています。

また、トドマツ人工林資源を活用するため、作業路網を整備・維持するとともに、間伐を中心に計画的かつ効率的な伐採を行っています。

遠別川流域の森林は、長伐期施業や複層林施業を積極的に促進しています。

近年、木材の需要は増加してはいるものの、大きな価格の上昇の無い中で森林所有者の高齢化が進んでいる本町では林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であり、施業の集約化を助長し、合理的な林業経営を促進する必要があります。

また、森林施業を計画的に行うため、推進体制を強化するために、森林施業プランナー等の協力のもと、森林経営計画単位で集約した森林の施業委託を進めていく必要があります。

特に、本町の林業労働力の担い手である森林組合への施業委託の推進により、資本の整備や執行体制の強化及び若年労働者の確保による作業班の強化等事業実施体制の整備が重要となっております。

【具体的な取り組み】

- ① トドマツ人工資源を活用するため、作業路網を整備・維持するとともに、間伐を中心に、計画的かつ効率的な伐採を促進します。
 - 1) 町有林造林事業
 - 2) 町有林造林地保育事業
 - 3) 未来につなぐ森づくり推進事業
 - 4) 幹線林道富士見線改良
 - 5) 森林整備地域活動支援交付金
- ② 森林施業を計画的に行うことや木質バイオマスの調査研究を、町、森林組合、森林所有者等で連携し事業を推進します。
 - 1) 遠別町林業グループ連絡協議会活動の促進
 - 2) (仮称) 林業活性化センター整備事業
 - 3) 森林組合等と連携した木質バイオマスの調査研究
- ③ 様々な体験活動を通じての森林利用への期待が高まっていることから、開かれた森林を確保し整備を進め、教育・保険等の分野とも連携した森林環境教育や健康づくり等の森林づくりを推進します。
 - 1) 森林を生かした自然体験学習の推進

(3) 力強い漁業を展開します

【現状と課題】

遠別漁港は、直轄事業により屋根付岸壁や背後地整備が終了しましたが、老朽化による岸壁矢板の腐食などにより、突堤など危険な場所があることや防波堤など外郭施設の老朽化が進んでいるため安心して安全な漁業が出来るよう早期に整備が必要であります。

漁船の安全な通行のため狭隘な航路、泊地の確保が必要であり、引き続き、漂砂状況を継続的に調査し対応していく必要があります。また、危険な既存防波堤の撤去等の必要があります。

遠別漁港は、開かれた漁港を目指しプレジャーボートに開放しております。しかし利用エリアが衛生管理エリア内であることや漁船の泊地や上架施設区域と重複するため老朽化している上架施設の移設も踏まえ利用区域の分離が必要であります。

本町のホタテ漁業は稚貝と半成貝の養殖により、販売額の9割を占める重要な位置を占めています。稚貝の出荷はオホーツクのホタテ生産地に供給され、半成貝については本州へも出荷されております。また成貝は近年韓国などに活貝として輸出されております。しかし、直轄事業により屋根付岸壁、滅菌海水などの施設は整備されたものの養殖資材洗浄は漁港外まで運び洗浄している状況であり、多大な時間とコストを要しています。それらの作業を一括して漁港区域ですることにより作業時間や経費の削減ができるため、洗浄用地の整備が進められています。

消費低迷の状況から、消費者に目の向いた新鮮で安全な生産体制が必要となることから、蓄養施設の有効活用と水産加工施設の有効的利用を進める必要があります。

漁業の担い手対策について、これまで取り組み、着実な成果を上げてきていますが、経営移譲や漁業者の資格取得などの漁業活動に必要な技術取得などにも支援していく必要があります、今後も自立できる経営体の育成を図る必要があります。

【具体的な取り組み】

- ① 遠別地区特定漁港漁場整備事業により、航路や泊地の漂砂の堆積状況を継続調査し、航路の確保維持に努め安全性の向上を図るとともに第四種漁港の機能を十分に発揮できるよう計画的な整備を促進します。

1) 遠別地区特定漁港漁場整備事業の要望

2) 遠別マリビジョン協議会活動の促進

- ② 漁船とプレジャーボートの通行域の安全を確保するとともに、老朽化した上架施設を更新し、漁港内利用形態を見直し、安全な開かれた漁港に努めます。

1) 遠別漁港上架施設建設事業

- ③ 漁業生産基盤強化対策事業による漁業実習による担い手の確保及び経営移譲支援、漁業者の資格取得など漁業振興のための支援等を行いながら自立できる経営体の育成に努め支援体制の強化に努めます。

1) 漁業生産基盤強化対策事業

(4) 雇用の場の創出に努めます

【現状と課題】

近年の公共事業の減少や民間住宅建設の減少など町内雇用の14%を占める建設業の受注が減少していることから、町の基幹的産業との連携を検討する必要があります。基幹的産業である農業や漁業においては加工部門が少ないため、付加価値の向上や残余農水産物や未利用食材の利活用など加工試作を行い、地域特産品の取り組みを図り活気ある地場産業の育成と合わせ起業への支援体制を図る必要があります。

雇用形態は、建設業に依存する割合が高いことから、産業間のバランスを図り新たな労働者の受け入れる新たな雇用の場を検討する必要があります。農業や水産業、林業との連携を模索するなどの対策が求められます。

遠別町技能士会も新規加入者が減少しており、新しい人材の加入・育成による活性化が必要であります。

町内産業は人材の不足や高齢化などにより減少する傾向にありますが、新規に起業する団体及び個人を支援するとともに、オロロン留萌中部・北部通年雇用促進協議会で行っている季節労働者向け技能講習会などへの参加促進を図る必要があります。

【具体的な取り組み】

① 中小企業特別融資保証料や商工貯蓄共済融資等を活用し、経営体質の強化を図ります。

1) 特別融資保証料補給事業

② 地場製品の付加価値を高める製造業及び商品開発研究の支援と育成をし、地域内での消費拡大と異業種間の交流を促進するとともに起業化補助金など新規起業に対し支援します。

1) 加工品開発支援等事業

2) 起業化支援事業

③ ハローワーク等と連携し、雇用機会の周知を推進します。

1) 求人情報の効果的な提供

④ 遠別町技能士会及びオロロン留萌中部・北部通年雇用促進協議会等の労働者組織に対する支援をし、労働者組織の強化を促進します。

1) 遠別町技能士会活動事業

(5) 活気ある商工業を目指します

【現状と課題】

本町の商工業は零細商店が多く一店舗当たりの販売額は全道平均の約15%程度と少なく、インターネット通販や他市町村などへ購買力が流出しています。

地元消費者のニーズの的確な把握や高齢者世帯へのサービス向上を心がけ、商工会系統組織を活用した商工業者の活発化が求められています。

高齢経営者や後継者のいない商店では経営規模の縮小や廃業が進んでおり、後継者対策や起業化支援事業による新しい取り組みが期待されています。

商工会への北海道補助金が減少していることから、活動資金の確保と自立した商工業者の育成が必要となります。

商業地域は国道232号を中心に形成されていますが、空き地や空き店舗が増えていることから、商工会が作成した「中小小売商業活性化基本構想」等と連携した魅力ある商店街づくりの検討が必要となっています。

空き地、空き店舗対策をはじめ、商工業全体における再編の可能性やこれと共に施設を補完する駐車場や通路などの検討が必要となります。

【具体的な取り組み】

- ① 消費者ニーズを的確に把握し、それに対応したサービスの向上を推進し、経営の近代化及び経営体質の強化を図ります。

1) プレミアム商品券発行事業

- ② 商工会機能の充実を促進するため、商工会活動補助金による支援を継続するとともに、自主的運営の強化を図ります。

1) 商工会活動補助金

- ③ 後継者等の育成と商店街づくりの検討を行います。

1) 未来創造事業（各団体青年層の交流）

2) 起業化支援事業（再掲）

3) 商工会と行政による商店街づくりの検討

(6) 人を呼び込む観光へ変化します

【現状と課題】

本町の観光振興は、道の駅えんべつ「富士見」や旭温泉などを中心に取り組んできましたが、観光客の減少や特産品の開発の遅れなど喫緊の課題となっています。

観光協会は主にイベント運営のための組織となっており、観光協会組織の強化とあわせ地域資源を活用した観光業を地域産業に位置づける展開も大切であると考えます。

道の駅えんべつ「富士見」は、平成5年の認定から20年以上を経過し、各施設の老朽化、さらには利用者のニーズに対応できる施設への転換が求められています。

地域特産品のPR、そして販売の取組み強化をはじめ、富士見ヶ丘公園、河川公園、海水浴場とともに道の駅周辺全体の再生が必要です。

富士見ヶ丘公園の活用については、パークゴルフ場をはじめ、キャンプ場の利用が大半を占めています。道の駅再生とともに、パークゴルフ利用者との兼ね合いなどからキャンプ場のリニューアルが必要とされています。

また、河川公園については、野鳥の休息の場として写真愛好家の利用者が増えてきており、自然の公園として規模を縮小し維持していく必要があります。

海水浴場として整備している「みなくるび〜ち」は、漂砂等の維持管理の課題を抱えています。モーターパラグライダーの大会開催においては快適な場所であるとの評価から、維持管理の手法を検討する必要があります。

札幌圏等の人口密集地からの滞在型観光客を呼び込むためには遠く、移動時間に問題があり、最北観光の稚内市と交通の拠点札幌市を結ぶ通過地点という位置付けで、本町での滞在時間は1時間未満という状況です。

旭温泉は山間の秘湯感を感じる温泉施設として集客の向上を図っていく必要があります。

金浦原生花園は、利尻島を背景にしたエゾカンゾウの光景に注目が集まり、開花状況のタイムリーな情報発信に努めていくことが大切です。

本町には、観光資源として豊かな自然がありますが、地域の自然をガイドできる人材が不足しているため、人材を育成する必要があります。

また、自然体験型の観光は、道内の各市町村とも環境が似ており特色が出しにくいことから、関係市町村の連携によるPR活動が必要であります。

【具体的な取り組み】

- ① 本町の観光振興を充実させるため、観光協会の組織強化を図り、各産業と連携した観光PR事業の促進をします。

1) 観光協会活動促進事業

2) 日本最北水稲北限地PR看板設置事業

- ② 既存イベントの活性化及び、町外イベントおよび物産展に参加し特産品等PRする他産業団体が直接販売できるよう体制づくりを図るとともに、地域ぐるみで

観光客をもてなす心を大切にする運動を醸成し、住民を含めた観光振興体制づくりを促進します。

1) イベント助成事業

2) ICTを活用した観光研究事業

③ 道の駅えんべつ「富士見」など地域特性を活かした観光施設の充実を図ります。

1) 道の駅施設整備事業

2) 富士見ヶ丘公園キャンプ場整備事業

3) 旭温泉施設運営指定管理委託事業

④ 地場製品の活用や異業種との連携による特産品の開発を推進するとともに販路の拡大と消費者ニーズに対応できる生産体制の確立を目指します。

1) 加工品開発支援等事業（再掲）

2) 起業化支援事業（再掲）

⑤ 自然及び産業とふれあう特色ある体験型観光を促進、都市住民等との交流促進による通年及び滞在型観光を推進するため住民総観光ガイドの取り組みなどにより地域資源の把握を図ります。

1) 観光ガイド等育成の検討

⑥ 新たな観光資源の発掘と創出、オロロンラインの各市町村と連携した広域観光ルートづくりを促進します。

1) 留萌観光連盟との連携事業の検討

第2節 安心できる、えんべつの街

(1) えんべつの自然を生かします

【現状と課題】

人口流出における市街地の空き地が増加し、閑散としている状況になってきています。空き地をはじめ、土地の利用は景観にも配慮しつつ、新たな活用を図る必要があります。

本町の面積の約8割を占める森林は、近年の集中豪雨や各種開発により災害防止機能が低下し、農地や農業施設、河川への土砂の流出が見られるようになってきており、治山事業の推進が必要であります。

多面的機能を有する森林の保水・浄化能力を高めるために適正かつ計画的な森林施業の実施が必要であります。

また、日本海から吹きつける季節風による風雪害や塩害を防止するために、海岸地域での防風林帯の造成が不可欠であります。

丸松・北里及び旭・歌越区間の海岸において、波浪による浸食が著しく進行しており、海岸線に隣接する農地や道路等施設を保全するため、早急な浸食対策が必要となっています。

【具体的な取り組み】

① 景観に配慮した空き地の活用に向けた取り組みを検討します。

1) 空き地活用に向けた取組みの検討

② 既設の砂防ダム等の改修や保安林の改良・植栽を推進し、沢などからの土砂の流出を防ぐとともに水源の涵養を図ります。

1) 治山事業の要請

③ 民有林の伐採方法は間伐を中心とした計画的かつ効率的な伐採を推進し、まとまった未立木地を防ぎ、保水能力の低下や森林の荒廃を防止していきます。

1) 保安林整備事業の要請

④ 海岸保全に向けた対策を推進します。

1) 北海道へ浸食対策の要請

(2) 道路交通の利便性を推進します

【現状と課題】

本町には、国道232号の1路線、道道8路線、町道145路線があり生活関連道路として重要な役割を担っています。

町道の舗装率は57.5%ですが幹線道路はほぼ舗装済です。しかし、経年劣化により道路の路面補修が必要となっています。

また、道道名寄遠別線は、緊急高次医療や新たな物流ルート確保のため、未開通区間の早期完成が求められています。

冬期間は堆雪量が多く町道の歩道幅員が狭いため、冬期における歩行者の安全確保が求められています。このため、老朽化した除雪機械の計画的な更新や冬期間の安全な通行を確保するため、必要な区間には防雪柵設置を行うことが必要となっています。

旧国鉄羽幌線が廃止されて以降、町内の公共交通機関は路線バスとデマンドバス、ハイヤーです。

デマンドバスについては、予約制により住民へのきめ細かな対応に努めています。

今後も交通弱者・集落対策として、高齢者等が日常生活において不便さを感じることのない取り組みが必要です。

【具体的な取り組み】

- ① 高齢化社会の進行している中で、住民が安心して歩くことができるように交通安全施設整備を重点とした、歩道の改良や道路の改良整備を計画すると共に道路周辺の景観の保持、美化を図ったやさしい道づくりに努めます。

1) 除雪機械整備事業

2) 橋梁整備事業

3) 町道維持事業

4) 防雪柵設置事業

- ② 国道232号の災害等緊急対策として、迂回路の確保が必要であるため、一般道道名寄遠別線の早期完成の要望活動を推進します。

1) 一般道道名寄遠別線建設促進期成会での要望活動

- ③ 路線バス及びデマンドバスの運行体制を維持します。

1) 地方バス路線維持対策事業

2) デマンドバス運行事業

(3) 環境への意識を高めます

【現状と課題】

本町の自然を生かした再生エネルギーの活用が民間事業者により検討が進められています。様々な角度からのエネルギー活用への期待があり、地域活性化対策として検討が求められています。

住民や職場によるクリーン作戦などまちの美化運動に努めていますが、空き缶やタバコのポイ捨てもあり、取り組みの強化が必要であります。

町内の公園整備への声がある一方で既存公園施設の充実が求められており、日常生活に身近な市街地での公園整備を図る必要があります。

また、火葬場の老朽化に伴い、施設の整備が課題となっています。

【具体的な取り組み】

① 再生エネルギーの活用を検討します。

1) 再生エネルギー調査研究事業

② 心潤う生活環境への志向を高めていくため、町内会や教育機関などと連携を強め、花いっぱい運動などによる景観整備を図り、ごみなどの不法投棄や空き缶ポイ捨てなどの防止啓発活動を推進します。

1) クリーン作戦の実施

③ 市街地等での公園整備を進めます。

1) 公園緑地設備整備事業

④ 火葬場の施設更新について共同で調査検討を進めます。

1) 火葬場建設事業

(4) 豊かで安全な水環境を守ります

【現状と課題】

本町の水道は、簡易水道統合整備事業により本町地区簡易水道1ヶ所に統合し、管理運営しています。

年々、水道施設の設備や配水管の老朽化が進み、修繕や布設替工事を実施していますが、特に、富士見から旭地区までの国道沿いで漏水事故が頻繁に発生しており、早急な整備が必要となっています。

近年は、過疎化による人口減少が急激に進んでおり、有収水量の減少に伴う料金収入の減少が問題となっています。

下水道施設は、平成8年より事業に着手し、平成12年10月に供用開始しています。汚水管の整備はほぼ完成しており、現在は、浸水対策として雨水管渠整備を進めています。

また、下水道長寿命化計画に基づき、浄化センターの電気、機械設備の改築や水処理施設の増設等を進めています。

下水道の効率的な管理運営のため、水洗化の普及促進や維持管理経費の削減などが課題となっています。

【具体的な取り組み】

- ① 配水管の計画的な布設替を実施するとともに、機械設備の更新を計画し、有収率の向上と安全な飲料水を供給できるよう水道経営基盤の安定に努めます。

1) 生活基盤近代化事業

2) 簡易水道施設整備事業

- ② 使用開始以来、市街地の水洗化は順調に進んでいますが、浸水地域の解消を図るため、整備事業の推進とさらに下水道経営の安定化を目指し普及促進に努めます。

1) 下水道整備事業

(5) 住宅環境の向上を目指します

【現状と課題】

人口は、年々して減少を続けていますが、世帯数は核家族化の影響により人口の減少度に比べると減少の勢いは弱く、近年横ばいの傾向にあります。

住宅事情は、全道的に比べると持ち家と公営住宅等の占める割合がやや高く、民営借家の比率が低いのが特徴的です。近年高齢化が進むに伴い住宅維持困窮世帯が増加しつつあり、バリアフリー化等居住水準向上への対応が課題であります。

本町の公営住宅は、全て市街地にあり、集約的な市街地形成がなされ、まちづくりの上でも重要な役割を担っています。

住宅整備については、住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画に基づいて、除却、建設改善等が進められています。

【具体的な取り組み】

- ① 定住対策として持ち家、民間住宅、空き家などの対策を促進します。
 - 1) **住宅リフォーム助成事業**
 - 2) **民間集合住宅建設助成事業**
 - 3) **空き家対策事業**
- ② 人口減少及び町の財政状況に見合った効率的な公営住宅の建替、維持保全（ストック）を推進します。
 - 1) **公営住宅等整備事業**
 - 2) **公営住宅解体事業**
 - 3) **公営住宅等ストック改善事業**

(6) 災害に強いまちをつくります

【現状と課題】

台風、津波、地震などの自然災害の発生を想定しての非常事態に備えた地域防災体制を継続して確立していく必要があります。

また、武力攻撃事態等に備えた国民保護法に基づいた迅速、的確な対応をする必要があります。

消防団は、自分たちのまちは自分たちが守るという精神に基づき、住民の先頭に立って、住民の安全と安心を守る消防機関の一つとして、消火活動はもちろん、多種多様化する災害における救助救出活動、避難誘導など危険極まりない活動に重要な任務を果たしており、今後も継続して体力の増幅、技術の練磨を図る必要があります。

さらに、町内会等で構成する自主防災組織の活動を促進し、地域全体での防災対策を推進します。

また、近年、多種多様化する災害に対応するため充実した最新の消防車両、資機材を導入し、住民の生命と財産を守るため、最新の消防車両、資機材の導入が必要となります。

公共施設の整備更新を計画的に進め、耐震化等の対策を進めていく必要があります。

【具体的な取り組み】

- ① 多種多様化する災害に迅速、的確、安全に対応できるよう消防車両の強化、消防職、団員の資質の向上に努めます。
 - 1) 大型水槽車更新
 - 2) 消防ポンプ自動車更新
 - 3) モーターサイレン更新
- ② 消防団員の確保と消防装備の充実を行い、各種訓練による高度な技術の習得や地域に密着した防災活動と防災知識の普及啓発に努めます。
 - 1) 機械器具置場補修
- ③ 自主防災組織の活動の促進と防災備蓄品等の整備を図ります。
 - 1) 自主防災組織運営交付金
 - 2) 防災対策事業（備蓄品等整備）
 - 3) 遠別町防災訓練の実施
- ④ 公共施設の計画的な整備を進めます。
 - 1) 公共施設等総合管理計画の策定

(7) 情報通信環境の利便性を高めます

【現状と課題】

地域情報通信基盤整備事業により整備された「光ファイバー網」により、地上デジタルテレビ放送の再送信、各家庭事業所にテレビ電話端末の設置、インターネットブロードバンドサービスの提供が可能になり、日常生活における情報通信環境が向上しました。なかでも、テレビ電話を活用した情報発信は、町内の情報密度を向上させ、タイムリーな情報伝達となり協働のまちづくりの大きな役割を担っています。また、高齢者世帯からは孤独感の解消や日常の話題など、生活に欠かせない情報通信環境となり、今後も身近な情報を伝達していくことが心の健康につながるものと考えます。

なお、整備から5年が経過し、耐用年数による機械設備の円滑な移行と適切な維持管理に努めていく必要があります。

全国的に公衆無線LAN環境の整備が進んでいるなか、本町においても公共施設に設置をしています。今後は需要と供給のバランスを見極めながら、不便さを感じないように、適切な場所に整備の検討を行います。

【具体的な取り組み】

- ① 継続的にテレビ電話を活用した取組みを推進します。
 - 1) えんべつ光ネットワーク情報発信推進委員会での検討
 - 2) 地域情報化推進協議会での情報検討
- ② いつでも、どこでも、だれでも使える公衆無線LAN環境の整備を引き続き検討します。
 - 1) 公共施設等への設備設置の検討

第3節 心を大切にす、えんべつのやさしさ

(1) 高齢化社会に向き合います

【現状と課題】

本町の高齢化率は38%を超え、今後も人口減少、高齢化率の上昇とともに、独居高齢者・高齢者世帯の増加が予想されます。

福祉施設では介護予防拠点施設「ふれあいステーション」などや、公営住宅では高齢者専用住宅や世代混在型住宅の整備にも努め、町立国保病院には療養病床が開設されています。

また、バス・タクシー料金や旭温泉入浴料の助成など高齢者が自立した生活を営むことができるよう事業を展開しています。

今後も高齢者の生活形態に対応できる総合的な高齢者福祉対策を展開することが必要となっています。

また、各種福祉サービスを展開していますが、介護を必要とする高齢者や家族が安心して生活を営むことができるよう在宅介護の支援を展開していく必要があります。

特に施設への入所待機者がいる状況が続いており、総合的に解消していく必要がありますので、在宅福祉を基本とした介護サービス基盤の充実を図るとともに、グループホームなどの整備を推進し高齢者サービスの質的向上を目指す必要があります。

【具体的な取り組み】

① 地域福祉を支える人材の育成を推進します。

1) 人材育成支援事業（第5節）

② 高齢者の交流や介護予防活動、入浴施設の充実を図る施設を整備し、健康・福祉の増進を進めます。

1) 高齢者交流センター建設事業

2) 高齢者バス・タクシー助成事業

3) 旭温泉高齢者入浴券

4) 敬老年金給付事業

③ 介護予防対策や相談機能・情報提供機能の強化を進め、在宅福祉を推進します。

1) 緊急通報システム整備事業

2) 高齢者包括支援推進事業

④ グループホームなどの整備を推進します。

1) グループホーム等整備事業

(2) 誰もが交流できるまちづくりを進めます

【現状と課題】

高齢者や障がい者が安心して暮らせるまちを実現するためには、行政による福祉サービスの提供だけでは難しく、そのため、ボランティア活動への参加促進など、地域が一体となった福祉活動を推進することが求められています。

また、地域住民の障がい者に対する理解や、日常生活において共助しながら暮らしていける共存意義の定着は十分とはいえません。そのため、障がい者に関する理解と認識を深めるための意識啓発を図り、障がい者が抱える困難を自らの問題として認識し、社会参加に積極的に協力する心のバリアフリーを推進することが必要です。

【具体的な取り組み】

① 障がいを持つ方が安心して暮らせるよう支援を行います。

1) 重度障害者タクシー助成事業

2) 腎臓機能障害交通費助成事業

② 家庭・学校・社会での教育のあらゆる学習機会を通じた福祉教育の推進や広報活動の充実を図り、高齢者や障がい者についての理解と、隔たりのない共存意識の定着に努めます。

1) 地域福祉、障がい者計画等の策定

(3) 健康な心と体を意識します

【現状と課題】

健康寿命を短くしてしまう主な原因としてあげられる生活習慣病を予防するため「一次予防」「二次予防」の観点から、健診（検診）の受診率を向上させ、健診（検診）後の支援や指導を強化する必要があります。また、適正な食事や運動不足を解消するための生活習慣づくりを支援する必要があります。

その一方で、国民健康保険における特定健康診査の受診率、特に40歳～59歳の働き盛りの年齢層の受診率が低い傾向がみられるものの、実際には他の医療機関などで健診を受けているか否かの実態が把握できていない現状です。

母子保健事業については、過疎化、少子化核家族化など母子を取り巻く環境は変化しています。出産前から乳幼児期に至るまで一貫したサービスを計画的に進める必要があります。

幼児期から学童期にかけては希望者にはフッ化物洗口を行っています。成人老年期にわたり、虫歯や歯周病疾患を予防するための教育活動が不十分です。

過疎化が進み、孤立しがちな生活環境の中で心と体のバランスを崩す町民への支援が求められています。

【具体的な取り組み】

- ① 心身ともに健康で自立した生活を送る期間(健康寿命)が延長できるように、住民一人ひとりの生涯にわたる健康の保持・増進への取り組みを実施していきます。

1) 国保保健指導事業

- ② 疾病を未然に予防する「一次予防」と疾病の早期発見「二次予防」を同時に取り組んでいきます。

1) がん検診事業

- ③ 出産前から乳幼児期に至る一貫した母子保健サービスを提供するとともに、歯科保健の向上、生涯を通じた歯科保健対策を推進します。

1) 母子保健推進事業

2) 乳幼児健康診査事業

3) 予防接種事業

4) 歯科健診事業

- ④ 精神保健に対する知識や理解の普及に努め、精神疾患の早期発見と相談につなげられる体制の充実を図ります。

1) こころとからだの健康づくりのための啓蒙事業

(4) 結婚、妊娠、出産、子育てを応援します

【現状と課題】

子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。そのため、安心して子育てができる環境の確保、多様化する子育て支援への需要に応じていくことが求められています。

虐待などの事件が後を立たない社会情勢に対し、国をあげての対策が展開されています。本町においても例外ではなく、子育てに関し不安や迷いを抱えている親も少なくありません。過剰な不安、あるいは無関心など虐待の恐れのある養育上の問題に対し、相談・援助体制の充実が必要となっています。

また、少子化への対策も必要であり、結婚・子育てへの意識を高めてもらい、定住に向けた取り組みが必要であります。

【具体的な取り組み】

- ① 働きながら子育てしている家庭だけではなく、親が病気や急用のときの一時預かりや学童保育など、多様化する要望に応じた支援の充実を図ります。

1) 学童保育事業

- ② 子育てに関する悩みや、問題を抱える家庭を支援するため相談・援助体制の充実を図ります。子育てや育児不安について気軽に相談でき、適切な支援を受けることができるような体制づくりを推進します。

1) 子育て支援のための専門相談員設置の検討

- ③ 結婚、妊娠、出産、子育てを応援する取り組みを推進します。

1) 結婚、出産祝金

2) 妊婦健診交通費助成事業

3) 子ども医療費助成事業

4) 幼児センター保育料軽減事業

5) 単身者交流イベント事業

(5) 医療体制の維持・向上を目指します

【現状と課題】

住民が要望する医療の安定化を図りつつ医療体制の整備充実を図っていますが、看護師が不足しております。今後、医師数の安定化はもちろん、充実した診療体制の整備と診療報酬も減額となっていることから病院経営の安定運営が求められます。

地域住民の多様化するニーズに対応し、適切かつ患者中心の医療を提供するため初期医療体制の充実を図っています。

現状の病院形態を維持しながら効率的な医療体制の整備や、病状に応じた適切な医療機関への救急搬送体制の整備が求められており、今後は病院改革プランの策定を通じた取り組みや地域医療構想の展開により、将来の方向性を見極める必要があります。

今後も地域医療を確保しつつ、効率的運営を図りながら、患者サービスの向上に努めていきます。

【具体的な取り組み】

- ① 看護師、看護助手の確保、老朽化に伴う施設及び医療器械の整備を図りながら、地域医療の推進に努めます。
 - 1) 町立病院改築事業
 - 2) 看護師就労奨励金
 - 3) 職員住宅整備事業
- ② 地域センター病院の留萌市立病院、道立羽幌病院、関係医療機関、北留萌消防組合消防署遠別支署と連携体制を強化し、的確かつ迅速な対応に努めます。
さらに、救急・災害時の医療体制の機能充実を図ります。
 - 1) 高度救急処置訓練人形
 - 2) 高規格救急自動車更新
- ③ 独立採算性の基本原則に立脚した収益性、効率性の追求と患者サービスに努めながら、病院事業の健全経営にも努めます。
 - 1) 病院事業会計の健全化

第4節 人を育てる、えんべつの学び

(1) 子どもの力を伸ばします

【現状と課題】

児童の心身の発達を助長するため、親子や集団の中での遊びを通して自主性・社会性を育てる保育の役割が重要になってきています。

少子化、過疎化の進行により、幼児の数が年々減少傾向にあり、幼児間の交流と育児への不安解消を図るため、家庭・地域との連携を深める必要があります。

豊かな心を育てる教育、基本的人権を尊重した教育、国際化・情報化に対応した教育、豊かな自然を生かした環境教育など、学校生活のあらゆる場面で実践できる体制を整備し、個性を生かす教育の充実を図る必要があります。

また、多様化する地域課題を的確にとらえ、学校の地域性を重視し、家庭・学校・地域が一体となった教育活動を展開し、地域の教育力の向上を図る必要があります。

老朽化が著しい遠別中学校をはじめ経年劣化が見られる学校教育施設の計画的な修繕等を行い、安心して楽しく学べる環境づくりが必要であります。

人口減少対策の柱となる北海道遠別農業高等学校の入学確保に向けた取り組みを行い、地域に欠かせない農業高校の存続が大きな課題となっています。

【具体的な取り組み】

① 家庭や地域との連携をより一層深め、時代にあった教育の充実を図ります。

1) 地域の人材を活用した学習機会の拡充

② 学校教育においても生涯を通じて学び、たくましく生き抜いていくための基盤となる力を育成することが重要であるため、自ら学ぶ意欲と社会の変化に対応できる人材の育成を図ります。

1) 英語指導業務事業

2) 学習支援員配置事業

3) 学校情報教育推進事業

③ ボランティア活動等を通じ、人の痛みのわかる思いやりのあるやさしく個性のある人材の育成に努めます。

1) ボランティア活動の促進

④ 老朽化した中学校施設の整備については、計画的な施設の更新を進め、その他学校教育施設の維持を図ります。

1) 遠別小学校、中学校改修

2) 遠別中学校新築

3) 教職員住宅建設事業

4) 学校給食センター改修

⑤ 北海道遠別農業高等学校入学確保に向けた取り組みを推進します。

1) 遠別農業高等学校教育振興会（補助金）

2) 遠別農業高等学校活性化事業

(2) 生涯の学びに取組みます

【現状と課題】

すべての年代において、学習活動による仲間づくりや生きがいは生涯学習推進の重要なテーマであり、生涯学習による人々の交流の拡がりを通じて、生きがいを見出し、豊かな人生を送ることができるよう、地域の特性を活かした生涯学習による活気あるまちづくりを進める必要があります。

また、自然体験活動や生活体験活動などを積極的に取り入れ、地域資源を活用して各種事業を展開し、充実した人生を送るため、主体性を持って活動する力を身に付ける必要があります。

変化の著しい時代を迎え、住民の多様化するニーズに応じた魅力ある学習プログラムを提供する必要があります。

また、生涯学習センターは、施設や設備に経年劣化が見られ、計画的に修繕する必要があります。

【具体的な取り組み】

① 生涯学習活動の目的は、住民の自己実現を支援することであり、活気あるいきいきとした地域づくりのための学習環境の整備に努めます。

1) 生涯学習センター改修

2) 生涯学習センター運営指定管理

② 各年代により学習ニーズが異なることから、それぞれの年代に対応した学習プログラムと情報提供の充実に努めます。

1) 町民大学運営委員会事業

③ 「まちづくり」の基本は「人づくり」であり、各種学習活動等を通じて、豊かな心を育み、住民が一丸となった生涯学習による活気ある「まちづくり」を目指します。

1) 花いっぱい実践協議会運営事業

2) ゆかりの地との交流事業

3) 青少年育成委員連絡協議会活動事業

(3) 地域の文化を大切にします

【現状と課題】

芸術文化活動は、人の精神生活を支えるための糧となるものであり、相互の連帯感を生みだし、共に生きる社会の基盤を形成するものです。「体には栄養」が必要のように「心には文化の滋養」が不可欠であるといわれております。

また、芸術文化活動は生活にうるおいを与え、新たな文化を創造する土壌になり、豊かな生活には欠かせないものであります。

多くの住民に芸術文化に親しむ機会、優れた舞台芸術に触れる機会を提供するとともに、各種サークル等の自己実現に向け支援する必要があります。

【具体的な取り組み】

- ① 各種サークル等の自主的な活動をより深化するため、「発表」や「教える」環境づくりを支援し、「知の循環」によるまちづくりを目指します。

1) 文化協会運営事業

2) 芸術鑑賞事業

- ② 文化活動は、地域を知り、郷土を愛し、心豊かでいきいきとした生活をおくるため重要な学習活動であることから、本町の特色を活かした文化に関する各種事業の展開に努めます。

1) 郷土芸能育成保存会活動事業

2) 郷土資料館建設

(4) さわやかスポーツの町として前進します

【現状と課題】

住民のニーズに応じたスポーツプログラムやスポーツに関する情報を提供することにより、住民が自らすすんでスポーツに親しむ環境づくりが必要であります。

また、仲間づくり、生きがいくくりなど、住民一人ひとりの生活形態に対応し、気軽にスポーツを楽しむ場を拡充することが必要であります。

老朽化しているスポーツ施設改修を、補助金等を有効的に活用しながら計画的に整備していく必要があります。

地域住民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、だれでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境を整備していくことで「さわやかスポーツの町」宣言にふさわしいまちづくりを推進していく必要があります。

【具体的な取り組み】

- ① 生活の中に積極的にスポーツを取り入れ、健康で明るい「まちづくり」を目指し、「さわやかスポーツの町」宣言にふさわしい生涯スポーツの推進に努めます。

1) 体育協会補助

2) さわやかスポーツ祭り補助

3) スポーツ少年団活動事業

- ② 住民が安全で楽しくスポーツに親しむことが出来るよう効果的な管理運営に努めるとともに、計画的な施設の改修、修繕を進めていきます。

1) スポーツセンター改修

2) 海洋センター改修

3) 野球場改修

4) スキー場夜間照明施設改修

5) すぱーく遠別改修

- ③ スポーツを通じて、住民との交流や文化・スポーツ施設の活用、町内の活性化の促進や住民の自発的な文化スポーツ活動参加へのきっかけづくりとなるよう、町外団体の合宿受入を推進します。

1) 合宿のふるさと事業

第5節 前へ進む、えんべつのまちづくり

(1) 人のつながりを大切にします

【現状と課題】

町内会の活動については、自主防災組織の活動を通じ、隣近所の連帯感を高める取り組みが行われ、町内会活動への積極的な参加が期待されています。

地域おこし協力隊がNPO法人として独立し、地域力を高める様々な事業を展開し、行政とともに地域の課題解決に向け取り組みを進めています。

また、まちづくりには人材の育成が必要となるため、姉妹都市交流をはじめ、住民の皆様の自発的な取り組みへ継続的な支援が必要となります。

人口減少に伴い看護師、介護士など町に不可欠な有資格者の人材を確保することが課題となっており、町を体験してもらう事業の取り組みなどが必要となります。

【具体的な取り組み】

① 人材の育成をはじめ、協働のまちづくりに向けた取り組みを推進します。

1) 会館等の整備を支援する協働のまちづくり事業

2) 行政サービスポイント制度の導入

3) キャッスルガー市青少年相互訪問事業

4) 人材育成支援事業

② 民間団体等と連携した地域力向上への取り組みを推進します。

1) 地域活力向上事業

2) えんべつPR事業

3) 移住体験事業

(2) 行政の力を高めます

【現状と課題】

行政窓口サービスは、迅速で丁寧な対応に努め、昼休み窓口対応なども行ってきています。また、庁内に有線放送を流し、より親しみやすく気軽に相談等ができる雰囲気づくりに取り組んできています。

行政情報の発信は、毎月の広報誌、テレビ電話、そして町HPにより積極的に行われています。今後は、より住民の皆様の生活に役立つ内容へと充実させるため、情報収集のあり方や配信体制を検討していく必要があります。

町職員については、住民の皆様の目線に立った接遇に努め、また、人間力豊かな職員の育成を行っています。今後も効果的な職員の研修を行い、職員の能力向上を図っていく必要があります。

【具体的な取組み】

① 人間力豊かな職員の育成と能力の向上に向けた取組みを推進します。

1) 職員人材育成事業

2) ふるさと会職員派遣交流事業